

平成13年11月28日

東京都知事
石原慎太郎様

東京都生活衛生審議会
会長 関 哲 夫

理・美容所の作業室床面積基準の見直しについて（答申）

平成13年11月28日付13衛生環第662号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。

理・美容所の作業室床面積基準の見直しについて

1 現状と課題

近年、高齢社会の進展、利用者ニーズの多様化など理・美容業を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中で、介護保険制度の導入等に伴い、社会福祉施設等における常設の理・美容スペースの確保等にかかる相談が増加傾向にある。社会福祉施設等においては、床面積基準（13平方メートル以上）の制約により、常設の理・美容スペースを確保することが困難である。そのため、入所者が施設内で理・美容の施術を受ける場合、理・美容師の出張業務により対応してきている。

しかし、社会福祉施設等での理・美容業務についても衛生を十分に確保する必要があることから、可能な限り常設の理・美容スペースを設けることが肝要であり、現行の床面積基準の見直しが求められている。

2 現行の床面積基準

理容師法施行条例及び美容師法施行条例（平成12年4月1日施行、以下「条例」という。）において、開設者が講ずべき衛生上必要な措置として以下のとおり規定しており、特に例外規定は設けられていない。

なお、条例制定までは各々東京都規則で同様の内容を規定していた（昭和33年以降）。

<理容師法施行条例>（別添1）

第3条第1号 理容の業務を行う一作業室の床面積は、13平方メートル以上であること。

第2号 一作業室に置くことができる理容いすの数は、一作業室の床面積が13平方メートルの場合は3台までとし、3台を超えて置く場合の床面積は、13平方メートルに理容いす1台を増す

ごとに4.9平方メートルを加えた面積以上とすること。

<美容師法施行条例> (別添2)

第3条第1号 美容の業務を行う一作業室の床面積は、13平方メートル以上であること。

第2号 一作業室に置くことができる美容いすの数は、一作業室の床面積が13平方メートルの場合は6台までとし、6台を超えて置く場合の床面積は、13平方メートルに美容いす1台を増すごとに3平方メートルを加えた面積以上とすること。

3 課題への対応策

社会福祉施設等において業務を行う場合には、車椅子の利用など一般の営業施設とは異なるレイアウトや施術方法等が考えられる。

したがって、いわゆる福祉理・美容をめぐる課題に対応し、利用者のサービス向上に資するためには、現行の床面積基準について例外規定を整備するとともに、社会福祉施設等での様々な業務形態に対応が可能な内容とする必要がある。

4 現行の床面積基準の例外的な取扱いについて

社会福祉施設その他入所施設等において理・美容の業務を行う場合には、様々な業務形態が想定されるため、床面積基準の考え方を適用することは困難である。

そのため、こうした場合には、理・美容の業務を行うにあたって衛生上支障のないよう、新たに動線幅(0.45メートル以上)の考え方を導入することが肝要である。

(1) 社会福祉施設等の範囲について

いわゆる福祉理・美容を前提として、社会福祉事業法に基づく社会福祉施設等の入所施設や医療法に基づく病院などが対象となると考えられる。

(2) 動線幅の考え方について

- ・ 「0.45メートル」の根拠

人体計測データに基づく、日本人成人の肩幅は、年齢別平均値で25～29歳の男性0.45メートル(*1)が最大である。

- ・ 動線幅0.45メートル以上は、下図のように、理・美容師が作業いす等に対し真横に接したときの肩幅である。この幅があれば、作業室内を歩行等により移動することがあっても、施術者及び被施術者双方にとって問題が生じることはなく、衛生・安全上支障ないと考えられる。
- ・ 通常の作業については、作業いす等における作業面に平行に作業を行っており、通常作業領域(*2)の動きは動線幅0.45メートル以上の範囲に入る。

(*1)「日本人の人体計測データ(1992-1994)」(社団法人人間生活工学研究センター)による。(肩幅の定義：両上肢を自然に下垂したときの、左右の上肢の水平最大幅)

(*2)作業いすに接して作業する理・美容師の、上体(腰から上)と腕(手)の動きの範囲をいう。

図：作業室内における動線幅

